

龜山市告示第36号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成27年3月4日に職権で消除したので、同条第4項の規定によりその者に通知すべきところ、通知することが困難であるので、告示する。

平成27年3月10日

龜山市長 櫻井 義之

前住所	氏名	生年月日
龜山市羽若町805番地4	L A I Q I N G X I A	1980年9月 29日